仕様書

第１　総則

１　適用範囲

本仕様書は山形県警察本部で調達する解析図化機、その他構成品一式(保守点検含む)の賃貸借及び保守契約に適用する。

２　概要

本システムは、山形県警察で取得した対象物の座標点群データを基に、実況見分調書の図面作成、事故事件捜査における車両の挙動・速度等の解析に必要な正確且つ精密な資料を作成するものである。

第２　一般事項

１　賃借件名及び数量

解析図化機

・図化ソフトウエア（ＰＡＭＳ）	１式
・図化機本体（デスクトップ型パソコン）	１台
・制御、編集用モニター	２台
・出力装置（プロッター）	１台
・作業机	１台
・椅子	１脚
・取扱説明書	１式

２　納入場所

山形県山形市松波二丁目８番１号

山形県警察本部刑事部捜査支援分析課

３　賃借期間

令和９年２月１日から令和14年１月31日までの60ヶ月間

４　搬入、設置及び調整

（１）機器の使用に必要な運搬、設置及び調整等の作業を行うこと。

（２）機器の運搬、設置及び調整作業は受注者と協議のうえ、その指示に従うこと。

（３）契約期間満了後、受注者は機器の設置場所及び使用場所から当該機器を撤去すること。

（４）上記経費は、機器の賃貸借料に含まれるものとする。

第３　納入機器の仕様

別紙１「機器の構成及び仕様詳細」のとおり。

第４　保守等

別紙２「保守実施要領」のとおり。

第５　成果物の納入

成果物として、納入機器一覧表及び取扱説明書を各２部納入すること。

別紙１

機器の構成及び仕様詳細

項目		仕様詳細	
解析図化機	図化ソフトウェア	図化システム基本概要	・図化作業端末については、OS及びソフトウェアが円滑に動作する為に十分な処理能力を有するものであること ・処理データが数億から数十億点になっても動作の応答が遅延しないこと ・10億点程度の点群データを処理する場合においても、間引きすることなく全体を表示し、かつ連続して処理が可能であること ・賃貸借期間のすべての期間にわたり、信頼性、安全性、安定性が保証されたシステムであること
		点群処理機能	・全体表示、視点並進移動、視点回転移動等により、任意の視点に移動、閲覧できること ・任意の空間のみを表示、または非表示にすることが可能であること ・任意の部位・視点でスライス表示を可能としていること ・計測物とほぼ同一のカラー表示が可能であり、かつグレースケールへの表示切り替えが任意にできること ・任意の視点からの観察が可能であること ・任意のデータをグループ化することができ、それぞれを移動・回転等の操作が可能であること
		作図機能	・寸法線、下書線、直線、円弧、円、四角形、平行四辺形の作図用部品を用意すること ・直線、円弧等には実線、破線、鎖線の他にガードレール、金網、建築物等のパターンを用意すること ・信号機、道路標識、道路標示、進行方向等のパターンを用意すること ・画面に作図された複合パターンをユーザーパターンとして登録することができ、反復して利用することが可能であること ・作図画面の全体確認、全体回転、全体移動が可能であること ・描画の編集(削除、移動、複写、変更、回転、拡大、縮小、取消)が可能であること ・図面縮尺は １/10、１/20、１/50、１/100、１/150、１/200、１/250、１/300、１/400、１/500、その他任意の倍率の図面作成が可能であること

			・同一図面データの中に複数の図面(平面図、立面図等)を取り込むことができ編集(縮尺の変更、移動、複写、変更、回転、取消等)が可能であること ・任意に文字やコメントを挿入できること ・任意の対象物に対する白図が作成可能であること ・図面上のデータを階層化することが可能であり、かつ任意の階層データの表示・非表示が選択できること ・タイヤ痕、擦過痕、血痕等の凡例表示が可能であること ・図面の他に関係者氏名、作成年月日、署名等を印刷できるよう、見取り図のひな形を用意すること ・点群データの任意の点を単点､または複数点を選択して図面に配置、保存できること ・曲線の曲率、勾配の計測が可能であり、かつ曲率や角度の表示が可能であること ・印刷線の太さが任意で変更できること ・山形県警察で使用していた解析図化機により図化されたデータに対して閲覧、編集が行えること。また、対応機以外ではデータ等の閲覧編集等が不可能であること。
図化機本体	図化機本体（デスクトップ型パソコン等)		・ＯＳ　：Windows11 Pro 64bit　日本語版 ・ＣＰＵ　：Intel CoreUltra７もしくはCoreUltra9 ・メインメモリ　：64GB以上 ・記録媒体　：内蔵方式ＳＳＤ512GB以上 ：外付けＨＤＤ６TB以上 ・グラフィックボード：NVIDIA　RTX　A400以上 ・光学ドライブ　：ＤＶＤスーパーマルチドライブ（内蔵、外付け、どちらでも可） ・制御、編集用モニター：24インチ(フルＨＤ)程度　２台 ・カードスロット　：ＳＤＸＣカード対応以上 ・ＵＳＢメモリ　：８GB以上（ウイルス対策ソフトウェア更新用） ・情報セキュリティ　：山形県警で使用していた解析図化機により図化されたデータに対して閲覧、編集が行えること。また、対応機以外ではデータ等の閲覧編集等が不可能であること。 ・アプリケーション　：リコー製ＰＡＭＳ、ＰｔｍｅＬｉｔｅ ・対策ソフトウェア　：暗号化ソフトウェア ・その他付属品　：ＵＳＢ光学マウス ：有線キーボード ：各種接続ケーブル

			：無停電電源装置 ＵＰＳ出力容量１０００ＶＡ以上 ：取扱説明書（日本語の取扱説明書）
		出力装置（プロッター）	・規格A0版サイズ対応、解像度８GB以上、メモリ2400×1200dpi以上
		作業机	・サイズW1600×Ｄ700×Ｈ700㎜程度
		椅子	・キャスター付きで座面の高さを調整可能なもの

１　定期点検

解析図化機並びにその他構成品について、１会計年度内に１回の定期点検を実施し、その結果を「図化機点検修理表」にて提出すること。

２　保守

装置の故障その他機器の取扱いなどについて、電話による問い合わせ、必要ある場合は技術要員を派遣して修理等対応するなど、速やかに正常な状態に回復させるものとする。

３　定期点検要領

（１）定期点検を行うときは、業務に支障のないよう、担当者とあらかじめ協議して行うものとする。

（２）定期点検は、解析図化機の性能を十分発揮できるよう、適切に行うものとする。

（３）定期点検において不良箇所及び部品の破損等を発見したときは、速やかに担当者と協議するものとする。

（４）定期点検を終了した場合は、点検結果を書面により提出するものとする。

別紙２

保守実施要領

１　保守対象機器

本仕様書により納入された機器を保守の対象とする

２　解析図化機点検項目

ハードウエア部

外観　汚れ、	傷等の目視の確認、清掃
各種ケーブル	緩み、外れ、欠損等の確認
グラフィックボード	各種設定、機能に問題はないかを確認
ディスク	読み込み、書き込みが正常かを確認
モニタ	異常な表示がないかを確認
各種ケーブル	緩み、外れ、欠損等の確認
メモリーカード	メモリーカードの認識は正常か、コピーが行えるかどうか確認
動作	マウス、キーボード等の入力機器確認
出力装置	出力精度補正、出力は正常かを確認

ソフトウエア部

ディスク	損傷、断片化のチェック、修復（ツールアプリケーション使用）
ドライバ	必要なドライバが正常かを確認。不具合の場合は修正
制御	グラフィックボード、通信ボードの制御は行えるのか確認
精度	標準画像の観測にて規定の精度がでているか確認
動作	一連の動作を行うことに支障はないかを確認
ＯＳ	最新の修正が施されているかを確認、なされていない場合は修正
バージョン	最新バージョンのアプリケーションを使用しているかを確認。必要に応じてバージョンアップ。

３　保守期間

機器の設置が完了した日から賃貸終了日までの期間を保守の期間とする

４　保守体制

平日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く日をいう）の午前9時から午後５時までの受付体制を原則として確保すること

受注者は、連絡受付後、速やかに保守員を派遣の上、復旧作業に着手できる体制とすること

５　保守サービス

（１） 賃貸借期間中、本仕様書により納入する機器について、発注者が常時正常な状態で使用できるよう、調整及び修理その他所要の保守を行うこと
　なお、これらの際に発生する費用(交換部品、技術料及び交換部品の運搬等)については、受注者負担とする。
（２） 賃貸借期間において、明らかにその原因が利用者の帰すべき故意又は重大な過失に基づくものと判断される以外の故障、通常の使用で消耗した部品の不具合等により使用上の障害が発生した場合又は当初の機能を満たさなくなった場合も保守すること。
　ただし、その故障・障害の原因が利用者の故意又は重大な過失によるものである場合、受注者は復旧に係る部品代金を別途請求するものとする。
（３） 受注者は迅速な障害復旧を行うため、あらゆる保守用部品を保有するか、若しくは障害機器と規格又は機能が同等の機器と交換できるようにすること。
（４） 受注者は故障や不具合等のトラブルが機器及びソフトウェア等に発生した場合、発注者からの問い合わせに即応するとともに、速やかに技術者を派遣する等して、修理を行うこと。
（５） 解析図化機本体（デスクトップ型パソコン）の無停電電源装置は、外部電源障害時に確実に機能するように保守を行うこと。
（６） 納入機器に内蔵されたハードディスクに障害が発生した場合は、次の手順により保守を行うこと。
　ア　受注者は障害ハードディスクと規格を同じくするハードディスク(以下「保守用ハードディスク」という。)を発注者の指定する場所に搬入すること。
　イ　受注者は、発注者の指示により機器設置場所において保守用ハードディスクと障害ハードディスクの交換作業を行った後、正常に稼働するまでのすべての作業を行うこと。
　なお、障害のためＯＳの再インストールが必要になった場合は正常に稼働するまで、必要な復旧作業を行うこと。
（７） 受注者は、操作要領及び障害対応要領等、運用に必要な内容について、発注者に技術指導を行うこと。
（８） 納入日以降も、契約期間中の技術支援については無償で提供すること。
（９） 受注者は、当システムへのアクセスを業務上必要な者に限るための機能や、当システムに対する不正アクセス防止及びコンピュータ・ウイルス等の不正プログラム感染を予防するための対策機能を提供すること。
(10) 受注者は、当システムに関する脆弱性の情報を積極的に把握し、その対処のための所要の措置を講じること。
(11) 障害復旧を行った場合は、書面により発注者に報告すること。